

7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等○
宇摩	1	公立学校共済組合四 国中央病院	799-0193	四国中央市 川之江町2233	0896-58-3515	275 (229)	○	2	◎ ○
宇摩	2	長谷川病院	799-0111	四国中央市 金生町下分1249-1	0896-58-5666	160 (100)	—	1	○
宇摩	3	石川記念会HITO病 院	799-0121	四国中央市 上分町788-1	0896-58-2222	257 (253)	—	2	○
宇摩	4	西岡病院	799-0421	四国中央市 三島金子2-7-22	0896-24-5511	60 (60)	—	1	○
宇摩	5	豊岡台病院	799-0435	四国中央市 豊岡町長田字桶ノ 上603-1	0896-25-0088	194 (82)	—	1	○
宇摩	6	公立学校共済組合三 島医療センター	799-0422	四国中央市 中之庄町1684-2	0896-23-2515	70 (66)	—	1	○
宇摩	7	栗整形外科病院	799-0422	四国中央市 中之庄町398-1	0896-24-5550	40 (40)	—	1	○
宇摩	8	四国中央市立国民健康 保険新宮診療所	799-0303	四国中央市 新宮町新宮50	0896-72-2131	—	—	1	—
宇摩	9	松風病院	799-0712	四国中央市 土居町入野970	0896-74-2001	199 (23)	—	1	○
宇摩	10	恵康病院	799-0724	四国中央市 土居町蕪崎253-1	0896-74-7600	60 (60)	—	1	○
新居浜 ・西条	11	財団新居浜病院	792-0828	新居浜市 松原町13-47	0897-43-6151	415 (0)	—	1	○
新居浜 ・西条	12	十全ユリノキ病院	792-0844	新居浜市 角野新田町1-1-28	0897-41-2222	306 (0)	—	1	○
新居浜 ・西条	13	愛媛労災病院	792-8550	新居浜市 南小松原町13-27	0897-33-6191	296 (296)	○	2	○
新居浜 ・西条	14	県立新居浜病院	792-0042	新居浜市 本郷3-1-1	0897-43-6161	208 (203)	○	2	▲ ◎ ○
新居浜 ・西条	15	十全総合病院	792-8586	新居浜市 北新町1-5	0897-33-1818	350 (350)	○	2	○
新居浜 ・西条	16	新居浜山内病院	792-0022	新居浜市 徳常町6-13	0897-37-0022	32 (32)	—	1	○
新居浜 ・西条	17	住友別子病院	792-8543	新居浜市 王子町3-1	0897-37-7111	360 (360)	○	2	○
新居浜 ・西条	18	新居浜協立病院	792-0017	新居浜市 若水町1-7-45	0897-37-2000	99 (99)	—	1	○
新居浜 ・西条	19	岩崎病院	792-0045	新居浜市 中萩町2-5	0897-41-6030	50 (50)	—	1	○
新居浜 ・西条	20	循環器科林病院	792-0834	新居浜市 中西町6-46	0897-43-8383	76 (76)	—	1	○
新居浜 ・西条	21	立花病院	792-0826	新居浜市 喜光地町1-13-29	0897-41-4118	60 (60)	—	1	○
新居浜 ・西条	22	西条道前病院	793-0010	西条市 飯岡地蔵原3290-1	0897-56-2247	260 (0)	—	1	○
新居浜 ・西条	23	西条中央病院	793-0027	西条市 朔日市804	0897-56-0300	242 (240)	○	2	○
新居浜 ・西条	24	村上記念病院	793-0030	西条市 大町739	0897-56-2300	199 (199)	—	1	○
新居浜 ・西条	25	西条愛寿会病院	793-0035	西条市 福武字蔵尾甲158- 1	0897-55-2300	180 (180)	—	1	○
新居浜 ・西条	26	西条市民病院	799-1104	西条市 小松町妙口甲1521	0898-72-4111	101 (101)	—	1	○
新居浜 ・西条	27	済生会西条病院	793-0027	西条市 朔日市字榎ヶ坪 269-1	0897-55-5100	150 (150)	—	1	○
新居浜 ・西条	28	西条市立周桑病院	799-1341	西条市 壬生川131	0898-64-2630	185 (185)	○	1	○
新居浜 ・西条	29	共立病院	799-1353	西条市 三津屋南9-10	0898-64-2662	86 (86)	—	1	○
新居浜 ・西条	30	渡部病院	799-1371	西条市 周布331-1	0898-64-1200	52 (52)	—	1	○
新居浜 ・西条	31	横山病院	799-1101	西条市 小松町新屋敷甲 286	0898-72-2121	36 (36)	—	1	○
新居浜 ・西条	32	福田医院	791-0502	西条市 丹原町願連寺278	0898-68-7243	19 (19)	—	1	○
今治	33	正光会今治病院	799-1598	今治市 高市甲786-13	0898-48-2560	293 (0)	—	1	○
今治	34	今治市医師会市民病 院	794-0026	今治市 別宮町7-1-40	0898-22-7611	55 (51)	—	1	○
今治	35	白石病院	794-0041	今治市 松本町1-5-9	0898-32-4135	100 (100)	—	1	○

7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療 圏域	番号	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等 ○
今治	36	今治第一病院	794-0052	今治市 宮下町1-1-21	0898-23-1650	90 (90)	—	1	○
今治	37	三木病院	794-0057	今治市 泉川町1-3-45	0898-32-4680	30 (30)	—	1	○
今治	38	きら病院	794-0028	今治市 北宝来町1-3-5	0898-31-5711	30 (30)	○	1	○
今治	39	放射線第一病院	794-0054	今治市 北日吉町1-10-50	0898-23-3358	110 (110)	—	1	○
今治	40	美須賀病院	794-0037	今治市 黄金町3-4-8	0898-32-1212	99 (99)	—	1	○
今治	41	菅病院	794-0056	今治市 南日吉町2-3-21	0898-32-5092	40 (40)	—	1	○
今治	42	吉野病院	794-0038	今治市 末広町1-5-5	0898-32-0323	90 (90)	—	1	○
今治	43	木原病院	794-0026	今治市 別宮町3-7-8	0898-23-0634	73 (73)	—	1	○
今治	44	瀬戸内海病院	794-0028	今治市 北宝来町2-4-9	0898-23-0655	97 (97)	—	1	○
今治	45	消化器科久保病院	799-2116	今治市 内堀1-1-19	0898-41-3233	39 (39)	—	1	○
今治	46	光生病院	794-0022	今治市 室屋町3-2-10	0898-22-0468	51 (51)	—	1	○
今治	47	村上病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-37	0898-22-8833	22 (22)	—	1	○
今治	48	山内病院	794-0063	今治市 片山3-1-40	0898-32-3000	50 (50)	—	1	○
今治	49	済生会今治病院	799-1592	今治市 喜田村7-1-6	0898-47-2500	191 (191)	—	1	○
今治	50	今治南病院	794-0862	今治市 四村103-1	0898-22-7300	63 (63)	—	1	○
今治	51	高山内科病院	794-0025	今治市 大正町3-5-8	0898-22-7720	31 (31)	—	1	○
今治	52	県立今治病院	794-0006	今治市 石井町4-5-5	0898-32-7111	320 (270)	○	2	◎ ○
今治	53	整形外科藤井病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-38	0898-24-1000	39 (39)	—	1	○
今治	54	広瀬病院	799-1504	今治市 喜田村6-5-1	0898-47-0100	57 (57)	—	1	○
今治	55	内科・消化器科羽鳥 病院	794-0043	今治市 南宝来町3-2-3	0898-22-2898	33 (33)	—	1	○
今治	56	高木眼科病院	794-0028	今治市 北宝来町2-3-1	0898-31-7500	30 (30)	—	1	○
今治	57	鈴木病院	794-0026	今治市 別宮町2-1-5	0898-23-0500	36 (36)	—	1	○
今治	58	済生会今治第二病院	794-0054	今治市 北日吉町1-7-43	0898-23-0100	30 (30)	—	1	○
今治	59	波方中央病院	799-2102	今治市 波方町大字樋口甲 1683-1	0898-41-5911	37 (37)	—	1	○
今治	60	大三島中央病院	794-1304	今治市 大三島町宮浦5318	0897-82-1111	28 (28)	—	1	○
今治	61	岡村診療所	794-1101	今治市 関前岡村甲18-2	0897-88-2118	2 (2)	—	1	○
今治	62	上島町魚島国民健康 保険診療所	794-2540	越智郡 上島町 魚島1番耕地124-3	0897-78-0231	—	—	1	—
松山	63	増田病院	791-8013	松山市 山越3-5-24	089-924-7804	54 (54)	—	1	○
松山	64	栗林病院	791-0101	松山市 溝辺町甲331	089-977-3311	124 (124)	—	1	○
松山	65	松山記念病院	791-8022	松山市 美沢1-10-38	089-925-3211	693 (0)	—	1	○
松山	66	真光園	791-1112	松山市 南高井町1491	089-975-2000	204 (0)	—	1	○
松山	67	久米病院	790-0924	松山市 南久米町723	089-975-0503	173 (19)	—	1	○
松山	68	堀江病院	799-2652	松山市 福角町甲1582	089-978-0783	200 (0)	—	1	○
松山	69	国立病院機構四国が んセンター	791-0245	松山市 南梅本町甲160	089-999-1111	368 (368)	—	2	○
松山	70	松山まどんな病院	790-0802	松山市 喜与町1-7-1	089-936-2461	78 (78)	○	1	○

7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等○
松山	71	松山赤十字病院	790-8524	松山市 文京町1	089-924-1111	585 (582)	○	2	◎ ○
松山	72	松山市民病院	790-0067	松山市 大手町2-6-5	089-943-1151	399 (399)	—	2	○
松山	73	松山協和病院	790-0966	松山市 立花5-1-53	089-932-1712	54 (0)	—	1	○
松山	74	野本記念病院	790-0003	松山市 三番町5-12-1	089-943-0151	99 (99)	—	1	○
松山	75	奥島病院	790-0843	松山市 道後町2-2-1	089-925-2500	184 (184)	—	1	○
松山	76	松山笠置記念心臓血管病院	790-0023	松山市 末広町18-2	089-941-2288	48 (48)	—	1	○
松山	77	松山城東病院	790-0915	松山市 松末2-19-36	089-943-7717	90 (90)	—	1	○
松山	78	佐藤実病院	790-0811	松山市 本町6-3-1	089-925-5544	68 (68)	—	1	○
松山	79	おおぞら病院	791-8021	松山市 六軒家町4-20	089-989-6620	108 (108)	—	1	○
松山	80	土橋共立病院	790-0032	松山市 土橋町3-1	089-931-1804	55 (55)	—	1	○
松山	81	松山リハビリテーション病院	791-1111	松山市 高井町1211	089-975-7431	326 (326)	—	2	○
松山	82	県立子ども療育センター	791-0212	東温市 田窪2135	089-955-5533	100 (100)	—	1	○
松山	83	南松山病院	790-0952	松山市 朝生田町1-3-10	089-941-8255	242 (242)	—	2	○
松山	84	県立中央病院	790-0024	松山市 春日町83	089-947-1111	827 (824)	○	2	▲ ● ○
松山	85	牧病院	799-2648	松山市 菅沢町甲1151-1	089-977-3351	182 (0)	—	1	○
松山	86	梶浦病院	790-0003	松山市 三番町4-4-5	089-943-2208	50 (50)	—	1	○
松山	87	天山病院	790-0951	松山市 天山2-3-30	089-946-1555	160 (160)	—	1	○
松山	88	南高井病院	791-1112	松山市 南高井町333	089-976-7777	300 (300)	—	2	○
松山	89	道後温泉病院	790-0858	松山市 道後姫塚乙21-21	089-933-5131	224 (224)	—	2	○
松山	90	松山ベテル病院	790-0833	松山市 祝谷6-1229	089-925-5000	155 (155)	—	1	○
松山	91	鷹の子病院	790-0925	松山市 鷹子町525-1	089-976-5551	72 (72)	—	1	○
松山	92	福角病院	799-2652	松山市 福角町乙69-1	089-979-5561	114 (114)	—	1	○
松山	93	愛媛生協病院	791-1102	松山市 来住町1091-1	089-976-7001	88 (88)	—	1	○
松山	94	東明病院	791-1123	松山市 東方町甲1026-1	089-963-3333	91 (91)	—	1	○
松山	95	済生会松山病院	791-8026	松山市 山西町880-2	089-951-6111	199 (199)	—	1	○
松山	96	渡辺病院	791-0054	松山市 空港通7-13-3	089-973-0111	47 (47)	—	1	○
松山	97	中川病院	791-0245	松山市 南梅本町甲58	089-976-7811	40 (40)	—	1	○
松山	98	松山第一病院	791-8016	松山市 久万ノ台282-2	089-924-6878	70 (70)	—	1	○
松山	99	貞本病院	790-0052	松山市 竹原町1-6-1	089-945-1471	60 (60)	—	1	○
松山	100	松山西病院	791-8034	松山市 富久町360-1	089-972-3355	102 (102)	—	1	○
松山	101	平成脳神経外科病院	791-1105	松山市 北井門2-7-28	089-905-0011	65 (65)	—	1	○
松山	102	和ホスピタル	799-2434	松山市 柳原739	089-992-0700	120 (0)	—	1	○
松山	103	北条病院	799-2438	松山市 河野中須賀288-5	089-993-1200	60 (60)	—	1	○
松山	104	なかじま中央病院	791-4501	松山市 中島大浦3081-1	089-997-1171	50 (50)	—	1	○
松山	105	愛媛大学医学部附属病院	791-0295	東温市 志津川	089-964-5111	644 (602)	○	2	▲ ◎ ○

7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等○
松山	106	国立病院機構愛媛医療センター	791-0281	東温市 横河原366	089-964-2411	380 (360)	—	2	○
松山	107	愛媛十全医療学院附属病院	791-0385	東温市 南方561	089-966-5011	97 (97)	—	1	○
松山	108	久万高原町立病院	791-1201	上浮穴郡久万高原町 久万65	0892-21-1120	77 (77)	—	1	○
松山	109	久万高原町国民健康保険面河診療所	791-1701	上浮穴郡久万高原町 洪草2474	0892-58-2016	9 (9)	—	1	○
松山	110	伊予病院	799-3101	伊予市 八倉906-5	089-983-2222	290 (290)	—	2	○
松山	111	佐礼谷診療所	791-3201	伊予市 中山町佐礼谷甲816-1	089-968-0021	—	—	1	—
松山	112	くろだ病院	791-3161	伊予郡松前町 大字神崎586	089-984-1201	153 (0)	—	1	○
松山	113	松前病院	791-3120	伊予郡松前町 大字筒井1592-1	089-984-1300	56 (56)	—	1	○
松山	114	砥部病院	791-2114	伊予郡砥部町 麻生40-1	089-957-5511	213 (100)	—	1	○
松山	115	砥部町国民健康保険診療所	791-2205	伊予郡砥部町 総津396	089-969-2020	6 (6)	—	1	○
八幡浜・大洲	116	平成病院	795-0011	大洲市 柚木811-1	0893-24-2138	256 (0)	—	1	○
八幡浜・大洲	117	大洲中央病院	795-8507	大洲市 東大洲5	0893-24-4551	182 (182)	—	1	○
八幡浜・大洲	118	加戸病院	791-3301	喜多郡内子町 内子771	0893-44-5500	92 (92)	—	1	○
八幡浜・大洲	119	喜多医師会病院	795-0064	大洲市 東大洲1563-1	0893-25-0535	199 (199)	—	1	○
八幡浜・大洲	120	大洲記念病院	795-0061	大洲市 徳森1512	0893-25-2022	95 (95)	—	1	○
八幡浜・大洲	121	市立大洲病院	795-8501	大洲市 西大洲字ヤスバ甲570	0893-24-2151	150 (142)	—	1	○
八幡浜・大洲	122	石村病院	799-3401	大洲市 長浜甲176	0893-52-0275	22 (22)	—	1	○
八幡浜・大洲	123	大洲市国民健康保険河辺診療所	797-1601	大洲市 河辺町植松428	0893-39-2010	—	—	1	—
八幡浜・大洲	124	八幡浜医師会立双岩病院	796-8035	八幡浜市 若山4番耕地160-1	0894-22-4355	174 (0)	—	1	○
八幡浜・大洲	125	市立八幡浜総合病院	796-8502	八幡浜市 大平1-638	0894-22-3211	256 (254)	○	2	◎ ○
八幡浜・大洲	126	広瀬病院	796-0088	八幡浜市 昭和通1280-9	0894-22-2600	76 (76)	—	1	○
八幡浜・大洲	127	宇都宮病院	796-0088	八幡浜市 1536-118	0894-22-0163	120 (120)	—	1	○
八幡浜・大洲	128	真網代くじらリハビリテーション病院	796-8053	八幡浜市 真網代甲229-5	0894-28-1123	186 (89)	—	1	○
八幡浜・大洲	129	伊方町国民健康保険串診療所	796-0822	西宇和郡伊方町 串466	0894-56-0032	—	—	1	—
八幡浜・大洲	130	伊方町国民健康保険九町診療所	796-0421	西宇和郡伊方町 九町1-597-1	0894-39-1050	—	—	1	—
八幡浜・大洲	131	伊方町国民健康保険瀬戸診療所	796-0502	西宇和郡伊方町 三机乙2587	0894-29-8811	19 (19)	—	1	○
八幡浜・大洲	132	三瓶病院	796-0907	西予市 三瓶町朝立2番耕地1	0894-33-1200	47 (47)	—	1	○
八幡浜・大洲	133	西予市立西予市民病院	797-0029	西予市 宇和町永長147-1	0894-62-1121	152 (152)	—	1	○
八幡浜・大洲	134	西予市立野村病院	797-1212	西予市 野村町野村9-53	0894-72-0180	104 (104)	—	1	○
八幡浜・大洲	135	西予市国民健康保険土居診療所	797-1701	西予市 城川町土居578	0894-83-0031	—	—	1	—
宇和島	136	正光会宇和島病院	798-0027	宇和島市 柿原1280	0895-22-5622	266 (0)	—	1	○
宇和島	137	市立宇和島病院	798-8510	宇和島市 御殿町1-1	0895-25-1111	435 (426)	○	2	▲ ◎ ○
宇和島	138	地域医療機能推進機構宇和島病院	798-0053	宇和島市 賀古町2-1-37	0895-22-5616	199 (199)	—	1	○
宇和島	139	鎌野病院	798-0051	宇和島市 広小路2-49	0895-24-6611	36 (36)	—	1	○
宇和島	140	宇和島徳洲会病院	798-0003	宇和島市 住吉町2-6-24	0895-22-2811	300 (300)	—	2	○

7-1 救護班の編成と収容施設一覧表(医療対策課)

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等 ○
宇和島	141	宇和島市立吉田病院	799-3701	宇和島市 吉田町北小路甲 217	0895-52-0611	100 (100)	○	1	○
宇和島	142	宇和島市立津島病院	798-3393	宇和島市 津島町高田丙15	0895-32-2011	100 (100)	—	1	○
宇和島	143	旭川荘南愛媛病院	798-1393	北宇和郡 鬼北町 永野市1607	0895-45-1101	132 (132)	—	1	○
宇和島	144	鬼北町立北宇和病院	798-1300	北宇和郡 鬼北町 近永445-1	0895-45-3400	100 (100)	—	1	○
宇和島	145	鬼北町国民健康保険 日吉診療所	798-1502	北宇和郡 鬼北町 大字下鍵山299	0895-44-2250	17 (17)	—	1	○
宇和島	146	松野町国民健康保険 中央診療所	798-2102	北宇和郡 松野町 大字延野々1406-4	0895-42-0707	15 (15)	—	1	○
宇和島	147	愛南町国保一本松病 院付属内海診療所	798-3701	南宇和郡 愛南町 柏434-1	0895-85-0341	—	—	1	—
宇和島	148	西本病院	798-4110	南宇和郡 愛南町 御荘平城4289-1	0895-73-2121	38 (38)	—	1	○
宇和島	149	県立南宇和病院	798-4131	南宇和郡 愛南町 城辺甲2433-1	0895-72-1231	199 (199)	○	1	○
宇和島	150	国保一本松病院	798-4408	南宇和郡 愛南町 一本松5056-2	0895-84-2255	60 (60)	—	1	○
計	150	医療機関 (医療救護班設置)		宇 摩 : 10 新居浜・西条 : 22 今 治 : 31 松 山 : 53 八幡浜・大洲 : 20 宇 和 島 : 15				172	三次救急医療施設: 4 災害基幹拠点病院: 1 災害拠点病院: 7 救護病院等: 142

7-2 災害時の医療救護に関する協定 (一般社団法人 愛媛県医師会) (医療対策課)

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と社団法人愛媛県医師会(以下「丙」という。)とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産(以下「医療救護」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班(以下「救護班」という。)の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

(医療救護計画)

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画(以下「医療救護計画」という。)を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所(以下「救護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用

(2) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊賀 貞雪

乙

松山市長

今治市長

宇和島市長

八幡浜市長

新居浜市長

西条市長

大洲市長

川之江市長

伊予三島市長

伊予市長

北条市長

東予市長

新宮村長

土居町長

別子山村長

小松町長

丹原町長

朝倉町長

玉川町長

波方町長

大西町長

菊間町長

吉海町長

宮窪町長

伯方町長

魚島村長

弓削町長

生名村長

岩城村長

上浦町長

大三島町長

関前村長

重信町長

川内町長

中島町長

久万町長

面河村長

美川村長

柳谷村長

小田町長

松前町長

砥部町長

広田村長

中山町長

双海町長

長浜町長

内子町長

五十崎町長

肱川町長

河辺村長

保内町長

伊方町長

瀬戸町長

三崎町長

三瓶町長

明浜町長

宇和町長

野村町長

城川町長

吉田町長

三間町長

広見町長

松野町長

日吉村長

津島町長

内海村長

御荘町長

城辺町長

一本松町長

西海町長

丙 社団法人愛媛県医師会 会長 村上 郁夫

災害時の医療救護に関する協定実施細則（一般社団法人愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成8年2月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表第1及び別表第2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、指定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養保証金、休業補償金、障害補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金 休業補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書 (1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断士書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償または損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊賀 貞雪

乙

松山市長

今治市長

宇和島市長

八幡浜市長

新居浜市長

西条市長

大洲市長

川の江市長

伊予三島市長

伊予市長

北条市長

東予市長

新宮村長

土居町長

別子山村長

小松町長

丹原町長

朝倉町長

玉川町長

波方町長

大西町長

菊間町長

吉海町長

宮窪町長

伯方町長

魚島村長

弓削町長

生名村長

岩城村長

上浦町長

大三島町長

関前村長

重信町長

川内町長

中島町長

久万町長

面河村長

美川村長

柳谷村長

小田町長

松前町長

砥部町長

広田村長

中山町長

双海町長

長浜町長

内子町長

五十崎町長

肱川町長

河辺村長

保内町長

伊方町長

瀬戸町長

三崎町長

三瓶町長

明浜町長

宇和町長

野村町長

城川町長

吉田町長

三間町長

広見町長

松野町長

日吉村長

津島町長

内海村長

御荘町長

城辺町長

一本松町長

西海町長

丙 社団法人愛媛県医師会 会長 村上 郁夫

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数		件	
			移送		件	
			死体処理		件	

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県医師会
会長

印

別紙

事故死亡（傷病）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月日）		診療（入院）医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日		時 分		
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 社団法人愛媛県医師会
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
救護班の編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上記以外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名



負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		救護班名	
	傷病名		受傷(発病)年月日		年 月 日	
	死 亡 原 因		死亡年月日		年 月 日	
障害級別		療養開始年月日		年 月 日		
休業日数	年 月 日 ~ 年 月 日 日間					
休業期間中における業務上の収入	有 (円) ・ 無					
損害補償支給基礎額 (災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号)第14条第2項 号該当)						
備 考						

7-3 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人 愛媛県看護協会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広	乙	久万町長	玉水 壽清
乙	今治市長職務代理者		乙	面河村長	梅木 正一
	今治市助役	白石 哲朗	乙	美川村長	木下 久敬
乙	宇和島市長	石橋 寛久	乙	柳谷村長	鶴井 國夫
乙	八幡浜市長	高橋 英吾	乙	小田町長	大塚 雅教
乙	新居浜市長	佐々木 龍	乙	松前町長	白石 勝也
乙	西条市長	伊藤 宏太郎	乙	砥部町長	中村 剛志
乙	大洲市長	榊田 與一	乙	広田村長	三好 晃二
乙	川之江市長	石津 隆敏	乙	中山町長	市田 勝久
乙	伊予三島市長	篠永 善雄	乙	双海町長	丸山 勇三
乙	伊予市長	中村 佑	乙	長浜町長	西田 洋一
乙	北条市長	井手 順二	乙	内子町長	河内 紘一
乙	東予市長	青野 勝	乙	五十崎町長	宮岡 廣行
乙	新宮村長	法橋 信一	乙	肱川町長	久保田 仁之
乙	土居町長	藤田 勝志	乙	河辺村長	稲田 秀一
乙	小松町長	塩出 皓治	乙	保内町長	二宮 通明
乙	丹原町長	渡部 高尚	乙	伊方町長	中元 清吉
乙	朝倉村長	清水 俊光	乙	瀬戸町長	井上 善一
乙	玉川町長	村上 忠美	乙	三崎町長	杉山 陽三郎
乙	波方町長	片上 修二郎	乙	三瓶町長	井伊 敏郎
乙	大西町長	門田 迪郎	乙	明浜町長	酒井 正直
乙	菊間町長	白石 隆彦	乙	宇和町長	宇都宮 象一
乙	吉海町長	村上 哲司	乙	野村町長	大塚 功
乙	宮窪町長	矢野 勝俊	乙	城川町長	河野 泰成
乙	伯方町長	岡田 哲也	乙	吉田町長	清家 文男
乙	魚島村長	佐伯 真登	乙	三間町長	太宰 仁三
乙	弓削町長	木下 良一	乙	広見町長	松浦 甚一
乙	生名村長	田尾 紀一	乙	松野町長	柳野 大和
乙	岩城村長	稲本 一功	乙	日吉村長	山本 雅之
乙	上浦町長	小野 功	乙	津島町長	曾根 貞義
乙	大三島町長	奥本 忠孝	乙	内海村長	加幡 仁一
乙	関前村長	池田 深	乙	御荘町長	山下 英雄
乙	重信町長	和田 治樹	乙	城辺町長	谷口 長治
乙	川内町長	大西 勉	乙	一本松町長	菊地 信武
乙	中島町長	武田 満幸	乙	西海町長	中田 廣

丙 社団法人愛媛看護協会
会長 廣田 玲子

災害時の医療救護に関する協定実施細則（公益社団法人 愛媛看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広
乙 今治市長職務代理者
乙 今治市助役 白石 哲朗
乙 宇和島市長 石橋 寛久
乙 八幡浜市長 高橋 英吾
乙 新居浜市長 佐々木 龍
乙 西条市長 伊藤 宏太郎
乙 大洲市長 梶田 與一
乙 川之江市長 石津 隆敏
乙 伊予三島市長 篠永 善雄
乙 伊予市長 中村 佑
乙 北条市長 井手 順二
乙 東予市長 青野 勝
乙 新宮村長 法橋 信一
乙 土居町長 藤田 勝志
乙 小松町長 塩出 皓治
乙 丹原町長 渡部 高尚
乙 朝倉村長 清水 俊光
乙 玉川町長 村上 忠美
乙 波方町長 片上 修二郎
乙 大西町長 門田 迪郎
乙 菊間町長 白石 隆彦
乙 吉海町長 村上 哲司
乙 宮窪町長 矢野 勝俊
乙 伯方町長 岡田 哲也
乙 魚島村長 佐伯 真登
乙 弓削町長 木下 良一
乙 生名村長 田尾 紀
乙 岩城村長 稲本 一
乙 上浦町長 小野 功
乙 大三島町長 奥本 忠孝
乙 関前村長 池田 深
乙 重信町長 和田 治樹
乙 川内町長 大西 勉
乙 中島町長 武田 満幸

乙 久万町長 玉水 壽清
乙 面河村長 梅木 正一
乙 美川村長 木下 久敬
乙 柳谷村長 鶴井 國夫
乙 小田町長 大塚 雅教
乙 松前町長 白石 勝也
乙 砥部町長 中村 剛志
乙 広田村長 三好 晃二
乙 中山町長 市田 勝久
乙 双海町長 丸山 勇三
乙 長浜町長 西田 洋一
乙 内子町長 河内 紘一
乙 五十崎町長 宮岡 廣行
乙 肱川町長 久保田 仁之
乙 河辺村長 稲田 秀一
乙 保内町長 二宮 通明
乙 伊方町長 中元 清吉
乙 瀬戸町長 井上 善一
乙 三崎町長 杉山 陽三郎
乙 三瓶町長 井伊 敏郎
乙 明浜町長 酒井 正直
乙 宇和町長 宇都宮 象一
乙 野村町長 大塚 功
乙 城川町長 河野 泰成
乙 吉田町長 清家 文男
乙 三間町長 太宰 仁三
乙 広見町長 松浦 甚一
乙 松野町長 柳野 大和
乙 日吉村長 山本 雅之
乙 津島町長 曾根 貞義
乙 内海村長 加幡 仁一
乙 御荘町長 山下 英雄
乙 城辺町長 谷口 長治
乙 一本松町長 菊地 信武
乙 西海町長 中田 廣

丙 社団法人愛媛看護協会
会長 廣田 玲子

医療救護活動報告書

医療従事者名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件

薬 剤 等 使 用 報 告 書

医療従事者名：_____

1 薬剤及び治療材料

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額

2 医療器具の破損等

品 名	規 格	金 額	破損の状況

注) 破損の状況は、具体的に記載すること。

様式第4号（第2条関係）事故報告書

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛看護協会
会長

印

別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月日）		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日		時 分		
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷(発病)・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 社団法人愛媛看護協会
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
医療従事者の 編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤 務 先			
	傷病名		受傷（発病）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因		死亡年月日	年 月 日	療養開始年月日	年 月 日
障害級別		治癒年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間					
休業期間中における業務上の収入		有（ 円） ・ 無				
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

7-4 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県歯科医師会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広	乙	久万町長	長	玉水 壽清
乙	今治市長職務代理者		乙	面河村長	長	梅木 正一
	今治市助役	白石 哲朗	乙	美川村長	長	木下 久敬
乙	宇和島市長	石橋 寛久	乙	柳谷村長	長	鶴井 國夫
乙	八幡浜市長	高橋 英吾	乙	小田町長	長	大塚 雅教
乙	新居浜市長	佐々木 龍	乙	松前町長	長	白石 勝也
乙	西条市長	伊藤 宏太郎	乙	砥部町長	長	中村 剛志
乙	大洲市長	梶田 與一	乙	広田村長	長	三好 晃二
乙	川之江市長	石津 隆敏	乙	中山町長	長	市田 勝久
乙	伊予三島市長	篠永 善雄	乙	双海町長	長	丸山 勇三
乙	伊予市長	中村 佑	乙	長浜町長	長	西田 洋一
乙	北条市長	井手 順二	乙	内子町長	長	河内 紘一
乙	東予市長	青野 勝	乙	五十崎町長	長	宮岡 廣行
乙	新宮村長	法橋 信一	乙	肱川町長	長	久保田 仁之
乙	土居町長	藤田 勝志	乙	河辺村長	長	稲田 秀一
乙	小松町長	塩出 皓治	乙	保内町長	長	二宮 通明
乙	丹原町長	渡部 高尚	乙	伊方町長	長	中元 清吉
乙	朝倉村長	清水 俊光	乙	瀬戸町長	長	井上 善一
乙	玉川町長	村上 忠美	乙	三崎町長	長	杉山 陽三郎
乙	波方町長	片上 修二郎	乙	三瓶町長	長	井伊 敏郎
乙	大西町長	門田 迪郎	乙	明浜町長	長	酒井 正直
乙	菊間町長	白石 隆彦	乙	宇和村長	長	宇都宮 象一
乙	吉海町長	村上 哲司	乙	野川町長	長	大塚 功成
乙	宮窪町長	矢野 勝俊	乙	城川町長	長	河野 泰文
乙	伯方町長	岡田 哲也	乙	吉田町長	長	清家 文男
乙	魚島村長	佐伯 真登	乙	三間町長	長	太宰 仁三
乙	弓削町長	木下 良一	乙	広見町長	長	松浦 甚一
乙	生名村長	田尾 紀	乙	松野町長	長	柳野 大和
乙	岩城村長	稲本 一	乙	日吉村長	長	山本 雅之
乙	上浦町長	小野 功	乙	津島町長	長	曾根 貞義
乙	大三島町長	奥本 忠孝	乙	内海村長	長	加山 仁雄
乙	関前村長	池田 深	乙	内御莊町長	長	山谷 口
乙	重信町長	和田 治樹	乙	城辺町長	長	谷地 長信
乙	川内町長	大西 勉	乙	一本松町長	長	菊地 武廣
乙	中島町長	武田 満幸	乙	西海町長	長	中田 廣

丙 社団法人 愛媛県歯科医師会
会長 須之内 淳二

災害時の医療救護に関する協定実施細則（一般社団法人 愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 救護班員名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広
乙 今治市長職務代理者
乙 今治市助役 白石 哲朗
乙 宇和島市長 石橋 寛久
乙 八幡浜市長 高橋 英吾
乙 新居浜市長 佐々木 龍
乙 西条市長 伊藤 宏太郎
乙 大洲市長 梶田 與一
乙 川之江市長 石津 隆敏
乙 伊予三島市長 篠永 善雄
乙 伊予市長 中村 佑
乙 北条市長 井手 順二
乙 東予市長 青野 勝
乙 新宮村長 法橋 信一
乙 土居町長 藤田 勝志
乙 小松町長 塩出 皓治
乙 丹原町長 渡部 高尚
乙 朝倉村長 清水 俊光
乙 玉川町長 村上 忠美
乙 波方町長 片上 修二郎
乙 大西町長 門田 迪郎
乙 菊間町長 白石 隆彦
乙 吉海町長 村上 哲司
乙 宮窪町長 矢野 勝俊
乙 伯方町長 岡田 哲也
乙 魚島村長 佐伯 真登
乙 弓削町長 木下 良一
乙 生名村長 田尾 紀
乙 岩城村長 稲本 一
乙 上浦町長 小野 功
乙 大三島町長 奥本 忠孝
乙 関前村長 池田 深
乙 重信町長 和田 治樹
乙 川内町長 大西 勉
乙 中島町長 武田 満幸

乙 久万町長 玉水 壽清
乙 面河村長 梅木 正一
乙 美川村長 木下 久敬
乙 柳谷村長 鶴井 國夫
乙 小田町長 大塚 雅教
乙 松前町長 白石 勝也
乙 砥部町長 中村 剛志
乙 広田村長 三好 晃二
乙 中山町長 市田 勝久
乙 双海町長 丸山 勇三
乙 長浜町長 西田 洋一
乙 内子町長 河内 紘一
乙 五十崎町長 宮岡 廣行
乙 肱川町長 久保田 仁之
乙 河辺村長 稲田 秀一
乙 保内町長 二宮 通明
乙 伊方町長 中元 清吉
乙 瀬戸町長 井上 善一
乙 三崎町長 杉山 陽三郎
乙 三瓶町長 井伊 敏郎
乙 明浜町長 酒井 正直
乙 宇和町長 宇都宮 象一
乙 野村町長 大塚 功
乙 城川町長 河野 泰成
乙 吉田町長 清家 文男
乙 三間町長 太宰 仁三
乙 広見町長 松浦 甚一
乙 松野町長 柳野 大和
乙 日吉村長 山本 雅之
乙 津島町長 曾根 貞義
乙 内海村長 加幡 仁一
乙 御荘町長 山下 英雄
乙 城辺町長 谷口 長治
乙 一本松町長 菊地 信武
乙 西海町長 中田 廣

丙 社団法人 愛媛県歯科医師会
会長 須之内 淳二

医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況			
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件
			月	日	時	分から
			月	日	時	分まで
			取扱件数			件
			移 送			件
			死体処理			件

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県歯科医師会
会長

印

別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月日）		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日		時 分		
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷(発病)・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 社団法人愛媛県歯科医師会
会長



次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
救護班の編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		班 名	
	傷病名		受傷（発病）年月日		年 月 日	
	死 亡 原 因		死亡年月日		年 月 日	
障害級別		療養開始年月日		年 月 日		
休業日数	年 月 日 ~		年 月 日		日間	
休業期間中における業務上の収入	有（ 円） ・ 無					
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						